

faq003.健診から移行、初診料を再診料での場合

🏠 > faq003.健診から移行、初診料を再診料での場合

健診から移行の場合で、**初診料**を**再診料**で算定する場合、もしくは健診日当日の診療で**0点**にする場合。

2つの入力ケース（※過去のカルテあり・なし）があり、それぞれ方法を説明します。

いずれもシフトキーを押しながらの算定となりますが、シフトキーを押すタイミングが異なります。

健診モード入力を選ばれた場合は、

「初診料を再診料で算定しますか？」

「摘要欄の記載をしますか？」等のメッセージが促されて、健診から移行に合わせた入力流れになります。

1. 当院で、過去に診療カルテがあって、再初診となる患者様の場合。

「初診を算定しますか？」の確認メッセージで

「初診」のボタンを押す際に、シフトキーを押しながら「初診」算定をされて下さい。





健診から移行モードになります。



2. 今回が初めての来院で、初めての新しい患者さんとなる場合。※過去のカルテなし

傷病名部位を入力したあと、○で囲んだボタン、

横に長い「処置の入力」バーのボタンを押す際に、

シフトキーを押しながら「初診」算定をさせて下さい。



健診から移行モードになります。



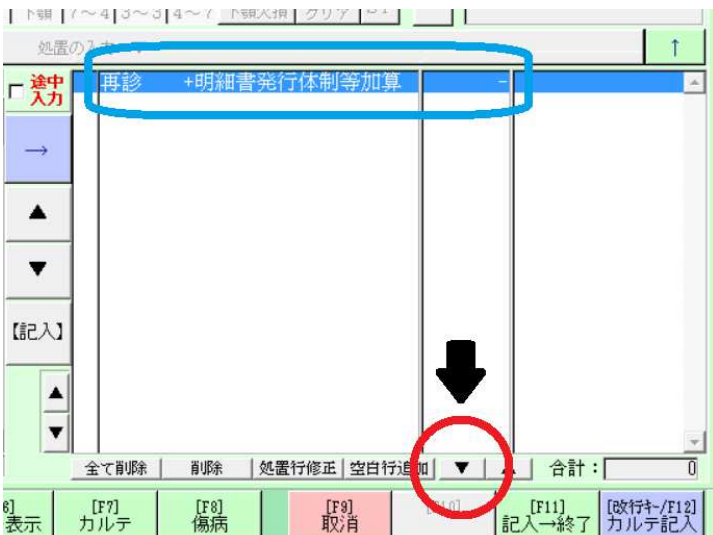
さらに、健診日の当日であり再診料を0点で算定をする場合。※実日数は1日とカウント

上記、1または2の健診操作のあと、摘要欄の記載ナビで摘要コメントを選んだ後に、



健診移行モードにより、算定されております再診料の点数行をクリックし青くします。

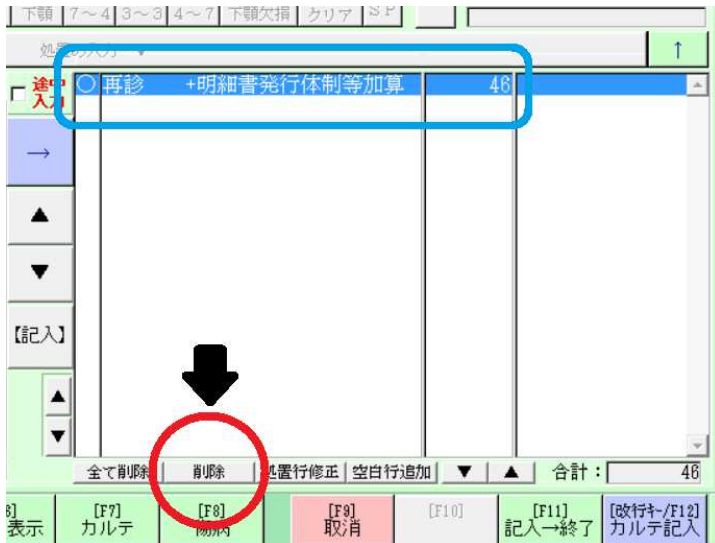
その後に、○で囲んだ「▼」ボタンで算定回数を0に変更し0点とします。



実日数0とし、再診料も0点で算定をする。※医師の診察がなかったとし実日数を0にする

算定されております再診料の点数行をクリックし青くしまして、

そのあと、○で囲んだ「削除」ボタンで削除されて下さい。



その後に、摘要コメント集の中にある「(レセ) 診療開始日変更」をご入力いただき、

入力欄には、 [820100300]健康診断の結果に基づき治療開始 、とご入力をして下さい。



ただし、実日数を0にする場合は、注意点としてカルテの流れが、初診の扱いにならないこと

さらに、再診料漏れのチェックがかかります。

※ 別途、頭書きの初診日欄も、入力していただく必要もございます。

※ 初診の扱いになっていないので、歯科疾患管理料1を意図的に選んで入力していただく等の必要もござい

※ 過去カルテがある場合には、頭書きの初診日は過去の初診日が優先されます。

